

広島県告示第三百六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によって、
五日市漁港フィッシュヤリーナ施設の使用料徴収及び収納事務を次のとおり委託した。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

委 託 を 受 け た 者	名 称	住 所	委 託 し た 年 月 日 (委 託 期 間)
	株式会社 ひろしま港湾管理 センター	広島市南区宇品海岸一丁目一 三番一三号	平成二十一年四月一日 (平成二十一年四月一日) 平成二十六年三月三十一日